

名高裁総第264号

平成31年3月29日

山 中 理 司 様

名古屋高等裁判所長官 綿 引 万里子



司法行政文書開示通知書

3月7日付け（同月11日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

平成31年度における裁判官の配置，裁判事務の分配，裁判官に差し支えがあるときの代理順序，開廷日割り及び使用法廷，司法行政事務の代理順序等の定め（平成31年3月23日施行）（片面で12枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

平成31年度における裁判官の配置，裁判事務の分配，裁判官
に差し支えがあるときの代理順序，開廷日割り及び使用法廷，
司法行政事務の代理順序等の定め

平成31年 1月 1日施行

平成31年 1月16日施行

平成31年 3月22日施行

平成31年 3月23日施行

名古屋高等裁判所

第1 裁判官の配置

1 本庁

民事第1部	裁判長	判事	倉田慎也
		判事	田邊浩典
		判事	大場めぐみ
		判事	久保孝二
		判事	大久保香織
民事第2部	裁判長	判事	松並重雄
		判事	近田正晴
		判事	鳥居俊一
		判事	劔持亮
民事第3部	裁判長	判事	始関正光
		判事	近藤猛司
		判事	蛭名日奈子
		判事	日比野幹
民事第4部	裁判長	判事	戸田久
		判事	水谷美穂子
		判事	朝日貴浩
		判事	高橋信幸
刑事第1部	裁判長	判事	山口裕之
		判事	出口博章
		判事	大村陽一
		判事	山田順子
刑事第2部	裁判長	判事	高橋徹
		判事	後藤隆
		判事	入江恭子

	判 事	赤 松 亨 太
特 別 部	裁判長 判 事	綿 引 万里子
	判 事	高 橋 徹
	判 事	山 口 裕 之
	判 事	倉 田 慎 也
	判 事	松 並 重 雄
	判 事	水 谷 美穂子
	判 事	後 藤 隆
	判 事	福 田 千恵子

2 金沢支部

第1部（民事）

裁判長	判 事	田 中 寿 生
	判 事	石 川 恭 司（代行）
	判 事	齋 藤 正 人
	判 事	細 川 二 朗
	判 事	栗 原 保
	判 事	中 野 達 也
	判 事	能 登 謙太郎
	判 事	武 見 敬太郎（代行）

第2部（刑事）

裁判長	判 事	齋 藤 正 人
	判 事	石 川 恭 司（代行）
	判 事	細 川 二 朗
	判 事	栗 原 保
	判 事	中 野 達 也
	判 事	能 登 謙太郎
	判 事	武 見 敬太郎（代行）

第2 裁判事務の分配

1 本庁と金沢支部

- (1) 本庁は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、金沢支部が取り扱う事件を除くその余の事件を取り扱う。
- (2) 金沢支部は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、福井、金沢及び富山の地方裁判所及び家庭裁判所の管轄区域に属する事件（裁判所法16条3号、4号の事件、裁判官分限法3条1項の事件及び差し戻された事件を除く。）を取り扱う。

2 本庁

(1) 民事及び行政に関する事件の分配

ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

イ 控訴事件は、

（ア）一般民事控訴事件

（イ）労働関係民事控訴事件

（ウ）行政控訴事件

の各種別ごとに、記録丁数1,000丁未満のもの、1,000丁以上3,000丁未満のもの及び3,000丁以上8,000丁未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。8,000丁以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

（ア）選挙に関する訴訟事件

（イ）その他の行政訴訟事件

（ウ）人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法２７４条３項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条４項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、記録丁数１，０００丁未満のものと１，０００丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を

前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(2) 刑事に関する事件（心神喪失者等医療観察及び少年保護に関する事件を含む。以下同じ。）の分配

ア 控訴事件は、別に定めるものを除き、記録丁数2,000丁未満のもの、2,000丁以上5,000丁未満のもの、5,000丁以上10,000丁未満のもの及び10,000丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

イ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、記録丁数2,000丁未満のもの、2,000丁以上5,000丁未満のもの、5,000丁以上10,000丁未満のもの及び10,000丁以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

ウ 刑事訴訟法419条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

エ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に係る抗告事件（民事訴訟手続に移行後の同手続に関するものを除く。）は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律64条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

カ 少年法32条の抗告事件及び抗告受理申立事件は、その種別ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、同一少年に係る抗告事件と抗告受理申立事件が係属した場合には、先に受理した事件の分配を受けた部に後に係属することとなった事件を分配する。

キ 刑事訴訟法428条2項の異議申立事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

なお、後記4(1)の定めにより、金沢支部から回付された事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

ク 再審事件は、原裁判をした部に分配する。

ケ 差戻事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

コ 刑事部の裁判官又は書記官に関する忌避及び回避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部以外の刑事部に分配する。

サ 刑事に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配し、当該法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部以外の刑事部に分配する。

シ その他の事件については、本案事件に関連するものは、本案事件の係属し、又は終局した部に分配し、それ以外のものは、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

(3) 裁判所法16条4号の事件及び裁判官分限法3条1項の事件は、特別部において取り扱う。

- (4) 事件の分配を受けるべき部の裁判官に除斥原因があるため、合議体を構成することができないとき（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいるため、合議体を構成することができないときを含む。）は、当該事件は、その妨げのない次順位の部に分配する。この場合においては、後者が直近に受けるべき同一の種別、区分に属する事件を前者に分配する。
- (5) 事件が部に分配された後に、当該部の裁判官に除斥原因が生じ、又は除斥事由のあることが判明したため、合議体を構成することができない場合（民事訴訟法 325 条 4 項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいることが判明したため、合議体を構成することができない場合を含む。）において、当該部において当該事件を処理することが相当でないと認めるときは、民事又は刑事各部間の協議により、当該事件を他の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。
- (6) 部を異にして分配された数個の事件が相互に関連するため、当該事件を併せて審理することが相当であると認めるときは、関係部間の協議により、当該事件を一の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。
- (7) 各部の前年度未済事件は、当該部において引き続き取り扱う。
- (8) 新受事件は、前年度に引き続き分配し、年度更新をしない。

3 金沢支部

- (1) 民事及び行政に関する事件は、第 1 部に分配する。
- (2) 家事事件手続法 274 条 3 項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件については、第 1 部の一人の裁判官を同条 4 項の裁判官とする。
- (3) 刑事に関する事件は、第 2 部に分配する。
- (4) 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件については、民事及び

行政に関する事件について生じたものは第1部に、刑事に関する事件について生じたものは第2部に分配する。

(5) 高等裁判所の決定に対する異議申立事件は、当該決定をした部以外の部に分配する。

(6) 除斥、忌避及び回避の申立事件については、第1部の裁判官又は書記官に関するものは第2部に、第2部の裁判官又は書記官に関するものは第1部に分配する。

4 その他

(1) 金沢支部において事件の分配を受けた部が合議体を構成することができないときは、長官は、当該事件を本庁に回付することができる。

(2) 1から3までの定めにより本庁と金沢支部の各部に分配された事件を当該部において取り扱うことが相当でないと認めるときは、長官は、当該事件を回付し、又は他の部に分配替えすることができる。本庁各部相互間において事件の分配替えをした場合においては、2の(4)の後段を準用する。

第3 裁判官に差し支えがあるときの代理順序

1 本庁

(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が第1の1に掲げる順序により代理する。

(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官（裁判長を除く。）のうち、長官が指名する裁判官が代理する。

(3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。

ア 民事及び行政に関する事件については、民事第1部と民事第2部の間において、民事第3部と民事第4部の間において、それぞれ相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、

長官が指定する他の部において代理する。

イ 刑事に関する事件については、刑事第1部と刑事第2部の間において相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、長官が指定する他の部において代理する。

2 金沢支部

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部に属する他の裁判官又は他の部の裁判長のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。
- (2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。

第4 開廷日割り及び使用法廷

1 本庁

- (1) 民事及び刑事各部の開廷日割り及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割 り	使用法廷
民 事 第 1 部	月, 火, 木 水, 金	1001号法廷 1006号法廷
民 事 第 2 部	月, 水, 金 火, 木	1001号法廷 1006号法廷
民 事 第 3 部	月, 水, 金 火, 木	1004号法廷 1005号法廷
民 事 第 4 部	月, 火, 木 水, 金	1004号法廷 1005号法廷
刑 事 第 1 部	月, 水, 金 (第1, 3, 5) 金 (第2, 4)	1002号法廷 1003号法廷
刑 事 第 2 部	火, 木, 金 (第2, 4) 金 (第1, 3, 5)	1002号法廷 1003号法廷

- (2) 特別部は、随時、適宜の法廷において開廷する。

2 金沢支部

各部の開廷日割り及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割 り	使用法廷
第1部（民事）	月，水，金（午後） 月，火 水，木，金	201号法廷 304号法廷
第2部（刑事）	火，木，金（午前）	201号法廷

第5 司法行政事務の代理順序

1 長官に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 山 口 裕 之

第2順位 判 事 倉 田 慎 也

2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 齋 藤 正 人

第2順位 判 事 細 川 二 朗

3 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が第1に掲げる順序により代理する。

第6 各種委員及び係裁判官

1 常置委員

常置委員会規程2条1項1，2号の委員

委員長 長 官 綿 引 万里子

判 事 高 橋 徹

判 事 山 口 裕 之

判 事 倉 田 慎 也

判 事 松 並 重 雄

判 事 始 関 正 光

判 事 戸 田 久

常置委員会規程2条1項3号の委員

判 事 鳥 居 俊 一

判 事 山 田 順 子

常置委員会規程 2 条 1 項 4 号の委員

支部長 田 中 寿 生

2 判例委員会

委員長 判 事 綿 引 万里子

委 員 判 事 高 橋 徹

同 判 事 山 口 裕 之

同 判 事 倉 田 慎 也

同 判 事 松 並 重 雄

同 判 事 始 関 正 光

同 判 事 戸 田 久

同 判 事 田 中 寿 生 (金沢支部)

同 判 事 大 場 めぐみ

幹 事 判 事 後 藤 隆

同 判 事 福 田 千恵子 (事務局長)

同 判 事 大久保 香 織

3 広報委員会

委員長 判 事 福 田 千恵子 (事務局長)

委 員 判 事 久 保 孝 二

同 判 事 栗 原 保 (金沢支部)

同 判 事 入 江 恭 子

4 資料事務指導係裁判官

判 事 福 田 千恵子 (事務局長)

判 事 蛭 名 日奈子

判 事 山 田 順 子

5 研修指導係裁判官

判 事 水 谷 美穂子